#### 弥富市後援等名義の使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の後援、共催及び協賛(以下「後援等」という。)の名義 の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 後援 市が事業の開催趣旨に賛同し、奨励することをいう。
  - (2) 共催 市が事業の主催者の一員として、企画又は運営に参加することをいう。
  - (3) 協賛 市が事業の開催趣旨に賛同し、必要な協力を行うことをいう。

(後援等の名義の使用)

- 第3条 後援等において市長が使用を承認する名義は、弥富市とする。
- 2 後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該後援等の承認を受けた事業に 関し発行する印刷物等に市が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送 等により公表することができる。

(後援等名義の承認に係る基準)

- 第4条 市が後援等の名義の使用の承認(以下「後援等名義の承認」という。)を 行う団体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
  - (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 学校及び学校の連合体
  - (3) 公益法人及びこれに準ずる団体
  - (4) 特定非営利活動法人
  - (5) 市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与する団体(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(後援等名義の承認の対象事業)

第5条 市が後援等名義の承認を行う事業は、市の方針に合致し、市の施策の推進 に寄与するものと認められる事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの とする。

- (1) 目的及び内容が、市の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性のあるものであること。
- (2) 市内で開催される事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は市のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (3) 事業を主催する団体が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (4) 事業の実施場所において、公衆衛生、騒音及び災害防止等に関する措置が講じられていること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等名義の承認を 行わないものとする。
  - (1) 政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業
  - (2) 後援等をすることにより市の中立性が損われるおそれがある場合又は市民に 当該事業に対する誤った理解や過度の期待を抱かせるおそれがある事業
  - (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業
  - (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
  - (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
  - (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
  - (7) 計画内容又はその遂行能力が十分でないと認められる事業
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認められる事業 (申請手続)
- 第6条 後援等名義の承認を受けようとする団体は、事業を実施しようとする日の 1月前までに、後援等名義使用承認申請書(第1号様式。以下「申請書」とい う。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、 市が財政支出を行う団体その他市長が認める団体にあっては、第1号及び第2号 に掲げる書類の添付を省略することができる。
  - (1) 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
  - (2) 役員の住所、氏名、役職名等が分かる書類
  - (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類

- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項本文の規定による申請を行った団体は、当該後援等名義の承認の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援等名義の承認の決定)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 必要に応じて調査を行い、後援等名義の承認の適否を決定するものとする。
- 2 市長は、後援等名義の承認を行うことを決定したときは後援等名義使用承認通知書(第2号様式)により、後援等名義の承認を行わないことを決定したときは後援等名義使用不承認通知書(第3号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 後援等名義の承認の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承認事項変更届出書(第4号様式)に当該変更事項を記載して、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(後援等名義の承認の決定の取消し)

- 第9条 市長は、後援等名義の承認の決定をした事業が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、当該後援等名義の承認の決定を取り消すことができる。
  - (1) 申請書、添付書類等に偽りその他の不正行為があったとき。
  - (2) 法令に違反したとき。
  - (3) 後援等名義の承認の決定に付した条件に違反したとき。
  - (4) 前条本文の規定による届出をしなかったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事由が発生したとき。
- 2 市長は、前項の規定により後援等名義の承認の決定を取り消したときは、速やかに、後援等名義使用承認取消通知書(第5号様式)により、後援等名義の承認の決定を受けた団体に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により後援等名義の承認の決定を取り消された団体は、交付を受けた後援等名義使用承認通知書を直ちに市長に返還するものとする。

4 市は、第1項の規定により後援等名義の承認の決定を取り消された団体が、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(経費負担)

第10条 市長は、後援の名義の使用を承認する場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告)

- 第11条 後援等名義の承認の決定を受けた団体は、当該承認の決定を受けた事業の 終了後、速やかに、事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、 市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業の実施状況が確認できる書類
  - (2) 事業に係る収支決算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (事務処理)
- 第12条 後援等名義の承認に係る事務は、当該後援等に係る事業の内容と関連する 事務を所掌する課等において処理するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 第1号様式(第6条関係)

#### 後援等名義使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電話番号

下記事業を開催するに当たり、貴市の後援等を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

申 請 区 分	( 後援 ・ 共催 ・ 協賛 ) 名義の使用
事 業 名	
事業目的	
事 業 内 容	
開催期日	年 月 日()~ 年 月 日()
開催場所	
参加対象者	(参加予定人員 人)
入場料·参加料等	無 ・ 有 ( 円) 徴収目的:入場料・参加料・その他 ( )
他の後援等申請 (予定)団体等	
承 認 実 績	無・有( 年 第 号で承認)
責任者の連絡先 (申請者と同一の場合	住所
は省略できます。)	氏名  電話番号

#### ※ 添付書類

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 役員の住所、氏名、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

# 第2号様式(第7条関係)

## 後援等名義使用承認通知書

第 号年 月 日

印

団体名

代表者氏名

様

弥富市長

年 月 日付けで申請のありました後援等名義の使用については、 下記のとおり承認しましたので通知します。

承認区分	( 後援 ・ 共催・ 協賛 )名義の使用
事業名	
承認期間	
承認の条件	<ul><li>(1) 事業内容に変更があった場合は、速やかに承認事項変更届出書を提出すること。</li><li>(2) 事業が終了した場合には、速やかに事業実績報告書を提出すること。</li><li>(3) 承認後、市が後援等をすることが適当でないと認められたときは、この承認の決定を取り消します。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市は、その補償の責めを負いません。</li></ul>

# 第3号様式(第7条関係)

## 後援等名義使用不承認通知書

第		号
年	月	日

団体名

代表者氏名

様

弥富市長即

年 月 日付けで申請のありました後援等名義の使用については、 下記の理由により不承認とします。

事 業 名	
不承認の理由	

## 第4号様式(第8条関係)

## 承認事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業の内容について、下記のとおり変更がありますので届け出ます。

承認年月日 及び番号	年 月 日付け	第  号
事業名		
	変更前	変更後
変更事項		
変更理由		
その他		

# 第5号様式(第9条関係)

## 後援等名義使用承認取消通知書

第		号
年	月	Н

団体名

代表者氏名

様

弥富市長即

年 月 日付け 第 号で後援等名義の使用の承認をしましたが、下記の理由により取り消しましたので通知します。

事業名	
取消しの理由	

#### 第6号様式(第11条関係)

#### 事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 弥富市長

申請者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事	à Ž	<b>業</b>	名																
開	催	期	日			年	月		日	(	)	~	年	Ē	月	F	3	(	)
開	催	場	所																
参	加	者	数																人
入場	易料・	参加为	料 等	無	•	L1		的		円) 場彩	<b> </b> •	参加料	斗・そ(	の他	ī (				)
	実施し																		
他承		<ul><li>爰 援</li><li>団 体</li></ul>																	

## ※ 添付書類

- (1) 事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類